

令和 6 年度

第 1 回特別職報酬等審議会
会議録

とき 令和 6 年 1 1 月 8 日

品 川 区

令和6年度第1回品川区特別職報酬等審議会

日時 令和6年11月8日（金） 開会：午前9時30分

場所 品川区役所 本庁舎5階 第五委員会室

出席者 【委員】

馬越浩明委員、島敏生委員、島崎妙子委員、小路良委員、
丹治勝重委員、戸田達夫委員、野村良治委員、廣瀬隆博委員、
松浦啓雄委員、松尾光恵委員

【事務局】

区長室長、総務課長、総務課職員

傍聴人数 0人

○総務課長

皆様、おはようございます。ただいまより令和6年度第1回品川区特別職報酬等審議会を開会させていただきます。本日、司会進行をさせていただきます、私、総務課長の勝亦でございます。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして御案内いたします。本会議は審議会の運営に関する要綱に基づき傍聴可能としております。会議資料や議事録についても公開いたしますので、御了承くださいませ。

なお、現在、傍聴の方はいらっしゃいません。

それでは、開会に当たり、区長から御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森澤区長

おはようございます。本日は御多用のところ御出席いただきましてありがとうございます。

特別職の報酬等につきましては、例年、本審議会におきまして、適正な額について御審議をいただいているところであります。

今年度は10月9日に特別区人事委員会の勧告がありまして、一般職員につきましては、月例給を初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給について引上げ、期末・勤勉手当を0.2か月分引き上げるという方針が示され、平均年間給与が約26万7,000円増額となる見込みであります。これを受けまして、労使交渉中ではありますが、区は一般職員の給与額を勧告に沿うべき改定することとし、次の区議会定例会において条例改正を行う予定であります。

これに対しまして、特別職の報酬等の額ですが、コロナ禍におきましては、

しばらく減額改定や改定見送りが続いておりましたが、昨年度は勧告に倣い、月給額は0.3%、期末手当は0.28月分引き上げるという答申をいただきました。今年度も勧告を受け、月額、期末手当とともに引き上げる区が多くなると見込まれています。このような状況を踏まえまして、今年度も昨年度に引き続き、月給額、期末手当ともに、諮問をさせていただくことにしました。

他区の状況や特別区人事委員会の勧告等につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議をいただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長

ありがとうございました。

それでは、初めに委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

前回の審議会でもお伝えしましたとおり、委員の任期は令和5年1月4日から令和8年1月3日までの任期で御就任をいただいております。前回より区側の出席者にも変更がございますので、改めて皆様を御紹介させていただきますと思います。

初めに、島崎妙子会長でございます。

○島崎会長

よろしくお願いいたします。

○総務課長

続きまして、松浦啓雄副会長でございます。

○松浦副会長

よろしくお願いいたします。

○総務課長

次に、委員の皆様を五十音順で紹介させていただきます。

馬越浩明委員でございます。

○馬越委員

よろしくお願いいたします。

○総務課長

島敏生委員でございます。

○島委員

島です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長

小路良委員でございます。

○小路委員

小路です。よろしくお願いいたします。

○総務課長

丹治勝重委員でございます。

○丹治委員

丹治でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長

戸田達夫委員でございます。

○戸田委員

戸田でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長

野村良治委員でございます。

○野村委員

野村でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長

廣瀬隆博委員でございます。

○廣瀬委員

廣瀬でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長

松尾光恵委員でございます。

○松尾委員

松尾です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長

次に、区側の出席者の紹介をいたします。

先ほど御挨拶させていただきました、森澤恭子区長でございます。

○森澤区長

改めまして、よろしくお願いいたします。

○総務課長

続きまして、堀越明副区長でございます。

○堀越副区長

どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長

新井康副区長でございます。

○新井副区長

よろしくお願いいたします。

○総務課長

伊崎みゆき教育長でございます。

○伊崎教育長

よろしくお願いいたします。

○総務課長

続きまして、柏原敦区長室長でございます。

○区長室長

よろしくお願いいたします。

○総務課長

ほか、事務局の者がおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、会長から御挨拶をいただきます。島崎会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○島崎会長

よろしくお願いいたします。

今回は区長の諮問に応じ、議員の報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料等について審議するものでございます。区民を代表する公正かつ客観的な立場の委員の皆様方と議論を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

着席させてもらっていいですか。申し訳ありません。

○総務課長

ありがとうございました。

続きまして、次第の４、諮問文の手交に移らせていただきますが、本審議会では、これまで主に区長、副区長、教育長の給料、給料月額、議員報酬の月額報酬と密接な関連性がある期末手当も併せて審議をしておりますが、今回も同様の審議を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで区長より諮問をさせていただきます。

区長、会長、前へお進みくださいませ。よろしくお願いいたします。

○森澤区長

品川区特別職報酬等審議会会長、島崎妙子様。どうぞよろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○島崎会長

よろしくお願いいたします。

○総務課長

ありがとうございました。

それでは、審議に入ります前に、こちらで区長、副区長及び教育長は退席をさせていただきます。御出席ありがとうございました。一度退席をお願いいたします。

○森澤区長

よろしくお願いいたします。

(区長、副区長、教育長 退室)

○総務課長

それでは、これより、今、手交いただきました諮問文の写しを委員の皆様にお配りさせていただきます。

それでは、配付が終わりましたので、議事に移させていただきます。議事進行につきましては、島崎会長にお願いしたいと存じます。それでは島崎会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○島崎会長

それでは、私のほうで議事を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

冒頭、区長の御挨拶にありましたように、諮問文を頂きました。まず、総務課長より朗読をお願いいたします。

○総務課長

それでは、諮問について朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

以上でございます。

○島崎会長

ありがとうございました。

次に、事務局から特別区人事委員会勧告と各区の状況報告を受ける形で進めてまいります。

それでは、柏原区長室長より御説明をお願いいたします。よろしくどうぞ。

○区長室長

それでは、私のほうから、この審査に当たりましての資料の説明をさせていただきます。資料はお手元にありますでしょうか。1番から8番までの資料を使いまして、御説明させていただきます。御用意ください。

では、座らせていただいて、説明させていただきます。

初めに、それでは資料の1番をまず御覧くださいませ。こちらのほうの資料は、品川区特別職の報酬等の改定の経緯でございます。

特別職の報酬を基本といたします月額報酬、こちらの1番で書いてございます月額報酬につきまして、近年の改定状況の表になっておりますので、御覧ください。

この上の表の下からでございますけれども、平成18年から平成26年、下から上に上がって見ていただきますと、マイナスの改定を行いまして、平成29年12月にはプラスの改定、令和5年度には、またマイナスの改正を行ってきたところでございます。最近では、昨年度、前年度です。プラス0.3%の増額の改定ということで、区長の年収ベースでいきますと、影響額5万7,057円の引上げを行ったところでございます。

それぞれ一般職に対する特別区人事委員会の勧告に基づきまして、改定の状況参考として、本審議会において答申をいただいて、改定をしたものでございます。

資料の中ほど、米印のところがございますけれども、特別職の月額報酬につきましては、平成28年度までは一般職員の改定率の増減が累積して1%を超えた場合を目安として改定しておりましたけれども、平成29年1月に開催しました本審議会におきまして、平成29年度以降は特別区人事委員会勧告に準拠して改定を検討するということになりまして、現在のこの方針に基づいて改定を行ってきております。

なお、表中の平成20年4月分及び平成26年4月分につきましては、1%に達するほどの乖離はなかったものの、職員の改定状況や厳しい社会情勢等を考慮し、それぞれ0.79%、0.83%の乖離について減額改定を行った

ものでございます。

一般職の今年度の月例給の改定につきましては、後ほど詳細をお伝えいたしますが、先ほど区長より御挨拶申し上げた中にもありましたが、民間との較差1万1,029円、2.89%を調整するため、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で増額改定を行うというものでございます。

続きまして、下の(2)今後の改定方法についてでございますが、先ほど申しましたとおり、基本的には特別区人事委員会の勧告に準拠いたしまして、改定を検討していただくことになってございます。また、平成29年度以前の平成26年から28年の積み残し分については、今後も実施しないこととしてございます。

また、準拠という考え方でございますけれども、明確なものは規定はございませんけれども、改定する場合の参考の数字として、この(2)の参考1、参考2ということで記載させていただいてございます。

参考1は、特別区人事委員会勧告にもあるとおり、職員給与と民間給与の差分2.89%を特別職にも当てはめた場合でございます。区長の月額プラス3万3,000円、議員の月額はプラス1万7,000円ということになります。

また、次に、参考の2でございますけれども、同じく勧告におきまして、こちらは給料が最も高い部長級職員の中で最上級の号給と同じ引上げ率0.8%を特別職に当てはめた場合のケースでございます。区長の月額はプラス9,000円、議員の月額はプラス5,000円ということになります。

今回の人事委員会勧告は、若年層、若手職員に重点を置いた引上げとなっております。引上げ率が最も低い部長級職員の最上級に合わせた形でございます。参考2の数字が、より勧告に準拠した改定になると思われます。後ほど、これについては御意見いただければと思っております。それでは、資料1の裏面でございます。項番の2、期末手当でございます。

(1)につきましては近年の改定状況でございます。これも表の下から見てくださいますと、平成21年度はマイナス0.28月分、平成22年度はマイナス0.15月分と一般職に準じて減額をしてございます。この2回分につきましては、審議会での審議を経ず、区長の判断で職員と同じ率で改定を行いました。しかしながら、期末手当は報酬や給料と密接な関連性があり、より実態に即した審議を行うため、平成27年度から期末手当も本審議会の審議対象とさせていただいており、本審議会の答申を基に、表のとおり改定をしております。直近の改定では、昨年度プラス0.08月、区長の年収ベースでいきますと、影響額14万5,372円の引上げを行ったところでございます。

表の下、(2)でございますけれども、昨年度までは特別職の期末手当改定月数の算定方法についてですが、これまで一般職の勧告月数と同程度の増減率で算出してございまして、必ずしも同じ月数とはなってございません。例といたしましては、直近で改定しました令和5年度のケースを記載してござ

います。このときは一般職の期末・勤勉手当がプラス0.10月となっておりまして、この数字を特別職の期末手当に当てはめ、案分計算をいたしまして、プラス0.08月となっております。具体的な計算につきましては、記載をしているとおりでございます。

また、その下に品川区の期末手当支給月数が23区内でどの位置にあるかということで、23区の状況も記載させていただいております。品川区は3.58月で、23区中19位でございます。月数は下位のほうに位置してございます。

資料の下段(3)に移りまして、今後の改定方法でございます。先ほどの月額と同様、特別区人事委員会の勧告に準拠いたしまして、改定を検討いたしたいと思っております。

こちら準拠という言葉が明確ではございませんので、参考の数字を記載してございます。

参考の1といたしましては、勧告の月数0.2月分の引上げを、そのまま当てはめた場合です。現在の3.58月から3.78月への引上げということになります。

その下、参考2でございますけれども、先ほど上記の(2)の算出方法を当てはめたケースとなりまして、一般職の引上げ0.2月分と同程度の増減率で引き上げた場合、特別職では0.15月の引上げといったこととなりますので、現在の3.58月から3.73月への引上げということになります。こちらの参考の2の数字が、勧告に準拠し、昨年度までの算出方法に当てはめた場合でございます。後ほど、こちらのほうも御意見を伺えればと思っております。

以上が特別職の報酬の改定経緯でございます。

続きまして、資料2を御覧ください。こちらは令和6年特別区人事委員会勧告の概要でございます。先ほど来申し上げている部分と重なる部分がございますが、改めて御報告させていただきます。

この特別区の人事委員会給与勧告につきましては、一般職の特別区職員の給与水準が社会一般の情勢に適応するようという考え方を基本としてございまして、公務員給与の比較を基に、このように改定すべきであると、毎年勧告が行われているものでございまして、今年度は10月9日に行われたというものでございます。

まず、項番の1でございます。公民給与の比較、(1)で職員と民間との給与の比較ということで、①にございますように、最初に職員と民間従業員について給与等の実態を調査いたしまして、区役所の職員と民間の従業員の同種・同等の者同士を比べております。そこで給与を決める主要要素となる役職や学歴、年齢などが同レベルの者同士について、令和6年4月時点の給与月額を比較するという方向で行っておりまして、この内容が②の表になってございます。

調査対象は、特別区内の無作為で抽出した企業、規模として50人以上、

かつ企業規模50人以上で、事業所規模も50人以上の1,112事業所の従業員4万9,244名となっております。その結果といたしまして、(2)の公民較差にありますように、月額1万1,029円、率にして2.89%、職員のほうが低いという公民較差になったというところでございます。

その下、項番の2番、公民較差・給与の改善等の表でございますけれども、月例給改定等の欄を御覧いただきまして、中ほどですね。令和6年は初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級、号給で引上げとなったということで、先ほど申し上げたとおりでございます。

令和5年も記載のとおり全ての級、号給で1,000円以上の引上げという勧告がなされてございます。また、期末・勤勉手当については、民間における特別給、いわゆるボーナスの支給状況を勘案いたしまして、期末・勤勉手当を0.20月分引き上げる勧告となっております。これが今年の勧告という状況でございます。

それでは、引き続きまして、資料3を御覧いただけますでしょうか。平成27年度以降の特別区人事委員会勧告の実施状況と国や東京都の状況をまとめてございます。

一番左側の列が年次になってございまして、平成27年から29年までは一部改定見送りがございますけれども、特別区人事委員会、国、東京都のそれぞれのプラスの勧告が続きました。平成30年、下から4段目ですが、30年は特別区だけマイナス2.46%と大幅な引下げになったため見送りということです。令和元年は、月例給がマイナス、それから期末・勤勉手当がプラスの勧告となっております。令和2年及び3年は月例給、期末・勤勉手当、それぞれがマイナスの勧告、令和4年及び令和5年は月例給と期末・勤勉手当が共にプラスの勧告ということでございました。

今年の状況でございますが、特別区については、資料2でもお示ししましたとおり、月例給は初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級、号給で増額改定、期末・勤勉手当は0.20月の引上げということでございます。

国と東京都の状況でございますけれども、月例給は国・東京都とも、若年層に重点を置く引上げ勧告となっております。期末・勤勉手当につきましては、国が0.1月分、東京都が0.2月分の引上げの勧告といった状況でございます。

下の表でございすけれども、参考として、近隣の政令市の勧告状況をお示しさせていただいてございますが、5市とも月例給は若年層に重点を置きまして、全ての級及び号給で増額改定、期末・勤勉手当は0.10月分の引上げ勧告となっております。

それでは、続きまして、資料4を御覧ください。こちらは23区の特別職報酬等の改定状況でございます。

上段の表1、それから表2は23区の各区長の月額給料及び期末手当の適用年月日となっております。各区において適用年月日は異なっている状況でございます。品川区におきましては、月例給、期末手当ともに、近年、

審議会の答申を踏まえ、令和5年1月2日からの適用とさせていただきます。また、品川区長の給料を2割減額とする特例条例は令和5年2月1日からの適用となっております。

ここで、ちょっと資料にはないんですが、今現在の聴き取りのレベルでございますけれども、各区の今回の改定の検討状況をお話しさせていただきます。これは資料がないので、口頭で失礼いたします。

月例給、期末手当ともに増額予定している区が16区、それから区長、副区長等を据置きして、議員は未定とする区が1区、また、方針を未定としている区が4区、今年度、審議会を開催する予定のない区、これは据置きだということだと思いますけれども、それが1区ということでございます。口頭で失礼いたしました。

それでは、続きまして、資料5から、5、6、7でございます。令和6年6月1日現在での給料・報酬額の23区の一覧表でございます。資料5につきましては月額給料、資料6は期末手当、資料7は年収をそれぞれ表にしております。金額の左横にある数字ですけれども、こちらは23区における順位を表しております。

なお、それぞれですけど、品川区長の金額につきましては、全て特例条例による月例給を2割減額する前後の金額、それぞれ両方とも記載をしている状況でございます。

それでは、まず、資料5のほうでございますけれども、報酬等の月額の一覧でございます。品川区は真ん中やや上の黄色い帯になっているところでございます。

23区の最高額は、区長で見ますとオレンジ色で示させていただいてございますが、区長では千代田区、最低額は青色で示させていただいてございますが、区長でいいますと豊島区になってございます。それぞれの順位は高いほうから出してございます。

品川区は区長の場合、現在114万3,000円でございます。現時点では12位、23区平均をやや下回っている状況でございます。一覧表の下、表の下でございますね。こちらに参考といたしまして、勧告にありました職員と民間企業の差分2.89%と、部長級職員の最上位号給と同じ引上げ率の0.8%を引き上げた場合の月額をそれぞれ参考1、参考2ということで、お示しをさせていただいております。

続きまして、資料6でございますけれども、こちらについては、期末手当については23区の一覧表でございます。月額と同様の比較をしております。期末手当の支給率につきましては右端の欄に記載をしております。支給月数が最も高いのは荒川区で4.10月、支給金額が最も金額として高いのも荒川区でございます。この金額になってございます。品川区につきましては、右端の支給率にありますとおり、現在は年間3.58月分であり、23区平均よりも下回っている状況でございます。

同様に一覧表の下に、先ほどと同様、参考といたしまして、月額0.8%増、

かつ期末手当の0.2月分増の場合と、月額0.8%増、かつ期末手当0.15月分増といったパターンで、2パターン、参考1と2ということで記載をさせていただいてございます。

次に、資料7でございます。こちらは地域手当や期末契約を含めた年額ベースでの報酬の一覧表ということでございます。

こちら、最高額は区長で見ますと、オレンジ色の荒川区、最低額は青色で示しました足立区といったことになります。品川区は区長の場合、現在2,188万4,000円でございますけれども、これも参考といたしまして、月額期末手当増額改定を行った場合、表の下段、一番下を書いてございますけれども、0.8%増、かつ期末手当0.2月分の増の場合、2,242万4,000円、それから月額0.8%増、かつ期末手当0.15月分増の場合は2,233万2,000余ということで、参考1、参考2ということで、欄外に示させていただいたところでございます。

それでは、説明のほうは最後になります。資料の8番でございます。こちらにつきましては、品川区の監査委員から各会計決算審査意見書等々ということで示されたものでございまして、その抜粋をお示しさせていただいております。ここでは令和5年度の主な主要決算数値及び数値を基に、区の財政運営の状況について御説明をさせていただければと思います。

では、資料8、1ページ、おめくりいただきますと、こちらはページ数が88ページというところからスタートしてございます。これは抜粋しておりますので、88ページからスタートになります。

こちらのほうには、監査委員からの附帯意見ということでの総括ということで、区の重要施策について、監査委員からの意見が記載されたものでございまして、事業ごとに記載されております。後ほど御確認いただければと思っております。

それでは、ページを2枚おめくりいただきまして、93ページと書かれているところですね。下のところの93ページと書かれているところを御覧ください。表の2とあります、普通会計決算状況でございます。

中段辺りに実質収支という記載がございます。5段目のところです。実質収支が記載されておりますけれども、58億9,419万3,000円ということで、対前年度比5.9%の減ということになってございます。こちらが実質収支の状況でございます。

さらに、もう1ページおめくりいただきまして、94ページと書かれているところでございますけれども、図の1番、こちらが実質収支比率が示されてございまして、区としての標準財政規模に対しての、きちんと収支をしているかということを表すグラフになってございます。一般的には、これは3%から5%が望ましいとされてございますけれども、この表の一番右の列、令和5年度を御覧いただきますと、品川区は5.2%となっております。この指標につきましては、当該年度の財政規模や経済状況等に影響されることが大きいものですので、年度によって変動はございますけれども、23区平均

と比較しましても適切に近いといったところが見てとれるかと思います。

それからお隣の95ページでございます。これもグラフを御覧いただきますと、財政構造の弾力性を示す経常収支比率でございますけれども、この数値が低ければ、その分、ほかに余力があるというような見方ができる指標になってございます。適正水準といたしましては、一般的に70から80%と言われておりますけれども、こちらの表を御覧いただきますと、一番右側、令和5年度、品川区が76.8%ということで、昨年に引き続き適正水準を維持しているといったところでございます。

さらに1ページおめくりいただきまして、96ページと書かれているところです。まず、上段の図3、公債費負担比率でございますけれども、一般財源の中でどのぐらい、これは借金を返しているかということを示している率でございます。これはもちろん低いほうがよいということでございます。品川区は0.8%と低い水準を維持しているところでございます。

また、下の表、人件費比率でございますが、歳出総額に対しまして人件費がどれくらいかかっているかという表でございますけれども、品川区は昨年度12.8%で、良好なところをいっているということで示させていただいているものでございます。

少し長くなりましたが、以上が特別区人事委員会勧告並びに各区の状況等の説明をさせていただきました。

最後に2点、補足をさせていただきます。

1点目でございますけれども、本審議会における結論が人事委員会勧告に準拠した形となった際には、現在行われております職員団体との交渉、一般職員の月例給の増減率や期末手当の月数が変更となった場合、職員と同様の考え方で特別職も改定させていただきたいと考えてございます。

それから2点目でございます。これは御承知のとおりでございますけれども、現在、区長、森澤区長の給与につきましては、特例条例により月例給が2割減額となつてございます。資料上は減額前と後の両方を記載させていただいています。

以上、補足させていただきましたが、長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

○島崎会長

ありがとうございました。

それでは審議に移りたいと思います。御意見、御質問をお願いいたします。

○委員D

質問でよろしいですか。

資料2のほうの平均を算出されたやつなんですけど、これは単純平均ですよ、加重平均ではないですか。

○総務課長

ちょっとお待ちください。すいません。この特別区の人事委員会の勧告になります。確認はいたしますので、ちょっとお時間をいただいて、審議のほうは先に進めていただいて、確認でき次第、御報告させていただきます。

○委員D

もう一点、先ほど説明ありました資料8の96ページの人件費のところなんですけど、これは比率が下がっているということは、要員が減ってきているのでしょうか。

○区長室長

こちらにつきましては、人員のほうは実際のところは品川区の場合は増えておりまして、増えているというか、母数全体は増えている状況にはあるんですけれども、歳出のところとの見合いのところの歳出も増えているといったところで、その割合については下がっているということで、全体としては比率を下げているという。両方とも母数としては増えているんですけれども、人件費のところの比率については、それに見合った形では減っているという状況で、この数字が出ているというところでございます。

○島崎会長

よろしいですか。

○委員D

はい。ありがとうございます。

○委員F

すいません。私、今の委員の単純平均と加重平均ですか。ちょっとそこもよく分からない。ちょっと説明していただけますか。

○委員D

働いている人の数で計算するのが加重平均なんです。単純平均というのは、単にこの企業が幾ら幾ら幾らという平均を出すだけなので、当然、加重平均を出した場合に、その数が多いところ、また、賃金が高いところの人数が多いところを平均しましたら、この数字というのは上がるということになるんですね。だから、往々にして加重平均のほうはかなり金額が高くなるということなので、その比較はどこでしていくかなということなんです。

○委員F

つまり単純平均というのは各事業所で平均の給与出して、それをさらには足し合わせて事業所の数で割ったという。

○委員D

そんな形です。

○委員F

調査実人員4万9,240人掛けたんですけども、これはこの方々の一人一人の給与を足して、この人数で割っているという意味なんですか。そんなことはない。

○委員D

それのところは、区のほうで。

○区長室長

よろしいですか。

単純平均と加重平均という、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども。基本的には、この調査というのが、それぞれの事業所に対して資料をお送りして、それぞれの給与の部分で情報をもらってやっているんで、加重平均に近いところでのやり方でやっているという認識はあったんですけども、記載方法、そのやり方でやっていますというのが、きちんと今、明確に出てきてないので、確認をさせていただいているんですが、加重平均に近い形でやっているというような認識ではおります。

○島崎会長

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

○委員F

じゃあ、もうちょっと質問です。

今回の特別区人事委員会勧告ですか。これは結構、一般、若手に、若年層給与に手厚くということで、この資料1の一番下の参考1、参考2で結構差があるように思うんですけども、これって毎年こういう形で出てきたんですって。ちょっと僕、記憶がないんですけども。部長級職員の上のほうになると0.8%、それから一般的な職員になると2.89%という、こういう差というのは随分差があるように感じるんですけども、こういうものでしたっけね、今まで。

○区長室長

よろしいですか。近年はこの傾向の勧告が出ています。以前は平たく並べて平均的に上げていたということもあったようですけども、近年、要するに若い方たちというんですか、入ってくる方たちが、区役所みたいなところでも、なかなか採用に至らないとか、入っていただけないとか、それから、

就職しても、すぐ別のところに辞めてしまったりという状況は、公務員も同じような状況がありまして、そういうところを鑑みて、若年層のところへ厚くするというのは、近年、こういった傾向になっているというような状況です。

○委員 F

だんだん、その差も開いているということなんですかね。若年層に厚くということで、上の部長級の人たちには薄く若い人には厚くと、そういう勧告が出るということなんですか。

○区長室長

特に今年は顕著に出たのではないかなと思います。

○委員 D

会長、いいですか。今の件に付随することなんですけど、民間に関しても、今、若年層について採用に力を入れようというふうに、だから、そういう流れはあるんですけど、その代わり、賃金カーブというのは寝てしまうことになるので、将来を不安視して、今度、中間層から上になると退職してしまうと。入れるはいいけど、途中で辞めるというような傾向が生まれてきているというのはあるので、若年層に乗せるのは非常にいいと思うんですけど、上が薄いと、そういう傾向にあるのが、今、民間の傾向ということだけ申し添えておきます。

○島崎会長

いかがでしょうか。

○委員 F

ありがとうございます。よくわかりました。

○島崎会長

よろしゅうございますか。

もう少しご質問など、どうですか。

○委員 I

ずっと説明受けて考えたことは、やっぱり人事院勧告に準拠して、期末手当、それから月額報酬も上げるべきだと思うんですが、ただ、若い人に手厚く、特別職は年齢も年齢ですから、それほど上げなくてもいいという考えはあるんですが、ただ、その中で、今の社会情勢を見ると、資料1の2番に書いてある参考1と参考2を比較した場合に、特別職だから参考1じゃなくて参考2の感じで上げたらいいかなという意見です。

○委員 F

ちょっと差があるような気もしたんですけども、それが一般的なんでしょうね。

○委員 I

そうですかね。

○委員 B

いいですか。

○島崎会長

よろしくどうぞ。

○委員 B

企業経営していて、今、現実的なものは、やっぱりベースアップなんですよ。だから下だけ上げるといって、上が上がらないわけですから、そうすると彼らは上を見て、将来が不安になりますね。もう世の中の趨勢は、ベースアップを考えて、そこから発想していかないと、多分こういう自治体関係でも人材が乏しくなってくるんだろうと思いますので、それをベースアップという物の考え方も導入しないと駄目なのではないかと思いますけどね。

○島崎会長

いかがでしょうか。0.8%、期末手当0.15月分の引上げではなく、もう少し引き上げるべきという流れでしょうか。

○委員 I

おっしゃっていることは大変分かるんですけどね。若い人というか、若年層というか、特別職の人との較差、確かにそうなのかも分からないけど、将来を見据えて、若い人と同じように上げるべきだというのはすごく分からないわけじゃないんだけど、特別職、区長さん、教育長さん、議員さん考えてみた場合に、一緒に上げていくよりも、やっぱり若い人に手厚くやってあげたほうが私はいいと思うんです。物の考え方、ちょっとよく分からないですがね。

確かに実際に経営なさっていて、将来を見据えて、同じように上げていくべきだというのは、趨勢があるかもしれませんが、その辺は分かりませんが、私としては、差があってもいいんじゃないかなと感じたしだいです。

だから、ごめんなさい、ついでに。人事院勧告に沿って、上げるのは上げたほうがいいんじゃないかなというのは、まずベースにあるんですが。

○委員 B

プラス、将来に向かってという考え方を付け加えればいいのかもね。今回は人事院勧告に基づいて、そういう答申をして、それでその中に附則で、将来に当たっては、ベースアップの基本を考えるを考慮するぐらいのことを入れておいて、それでまとめたらいいかないと私は思いますけどね。

○委員 I

すいません。資料 1 の 1 と 2 の比較した場合は、おっしゃっているのは、1 のほうですか。

○委員 B

これですか。そうですね。

○委員 I

2 じゃなくて、1 ということですか。

○委員 B

はい。品川区、いつもずっと大体真ん中を狙ってくるんですよ。トップでもいいじゃないかと思うというときもありますからね。

○委員 I

それ、高橋区長時代から言っていますね。

○委員 B

そうそう、ずっと真ん中なんですよ、全て。

○委員 I

ただ、急に上げるというのは無理だというのは事務方も言っていました。確かに品川区は、いろいろ考えてみると、一生懸命、区長さんはじめやっているので、もっと住民的な話をしちゃうと、もっともっと上のところにあってもいいような気もするんです。ただ、同じことを言うと、急にぽんと 1 位になるということは無理な話だろうから、状況を見たことで、この辺はここで示してあるように、人事院勧告に沿ってやるしかないんじゃないかなと思うんですがね。

ただ、もう一つ付け加えさせていただくと、今の森澤区長さんが、選挙するときに 2 割減ということでやってらっしゃるようですが、これは選挙公約で言ったことなので、区長在任中はこのままということですよ。他区に同じように上げるということじゃなくて。

○区長室長

よろしいですか。職員というよりも、区長、政治家の区長ということで、そういう約束といいますか、話をされておりますので、私が言える話ではないんですけども、任期中はそういうお話になるのではないかと想像はしてございます。

○委員 I

そうあるべきだと思いますが。

○区長室長

すいません。先ほど御質問いただいた加重平均か単純平均か、加重平均でやっているということで確認が取れました。

○委員 F

すいません。ちょっと、今のお話。もう一回、資料 1 の一番下の参考 1 と 2 のところになるんですけども、今のお話というのは、結局、部長級職員等と同率の 0.8%という、参考 2 のほうということですよ。

○委員 I

私の言ったのはそれです。

○委員 F

そういうことですよ。

やっぱり部長さん、部長級の人とは 0.8%しか上がらないのに、特別職の人が参考 1 のように上げちゃうというのはまずいんじゃないかというのを思ったので。

○区長室長

ちょっと補足といいますか、よろしいですか。

○島崎会長

はい。

○区長室長

先ほど説明でさせていただいたんですが、この参考 1、参考 2、皆さん、これで御議論を今していただいているところでありますけれども、両方とも人事委員会の勧告ではあるんですが、この 2.89%分というのは全体を総じての平均ですので、若い職員から部長級まで、全体を総じて 2.89%上がりますという勧告の内容で、それをそのまま適用すると、参考 1 のようになるということで、改めまして、参考 2 のほうは、今回の勧告が若年層に向けた

重点を置いたと勧告になっていますので、若い人ほど上げ率が高くなっているという状況があります。

いわゆる区長や副区長の職員となりますと、我々、部長級に職層としては近いところにあるという考え方に基づいて、若い層から順番に上げ率というのが下がってきたところでの一番近い0.8%というのに合わせた形での額になりますので、今回の人事委員会の勧告といたしますと、若年層ということを強調されていますから、その趣旨からすると、参考2のほうが近いのではないかとということで示させていただいたというところでございます。

○島崎会長

いかがでしょうか。もう少し引き上げるべきだという御意見もありますが、今回の人事委員会の勧告が、初任給や若年層に重点を置いたものでありますので、もともと基本給が高い特別職が公務員較差の2.89%の引上げを行うのは、なかなか理解していただくのが大変ではないでしょうかということなんですけど、いかがでしょうか。

○委員G

今回は特別職の報酬ということで我々も審議していますので、特別職、23区の中で、いつも真ん中あたりなら私は妥当なところかなと思っています。逆に、これからますます人材不足という時代が来るのは間違いございませんので、一般職はまた別に審議されるんでしょうけど、一般職の待遇をよくして人材確保ということで、品川区の職員、優秀な職員をたくさん確保していただいたほうが、それはそれでまたよろしいかなと思いますので、特別職については私はこういう形でよろしいかなと思います。

○島崎会長

いかがでしょうか。

期末手当の引上げについてですが、期末手当については、職員の0.2か月分の引上げに対しまして、特別職はもともとの月数が職員より少ないので特別職も0.2か月分引き上げるのは上げ過ぎのように感じます。先ほどの説明にあった案分の形で、0.15月分を引き上げるのが妥当だと思うのですが、いかがでしょうか。御意見ございますか。

○委員H

いいですか。

○島崎会長

はい。

○委員H

ここの表でいいますと、みんなが選挙で選んでいる、議員の給料がほかの区に比べていると非常に安いぐらいの、一番低いんじゃないですかね。給料は。ですから同率で上げるとか、そういうのはちょっとおかしいと思います。

ですから、議員が上がれば、その上も上がっていくとかでもいいんですけど、パーセント的に一番下のほうを上げたほうが、これを見ると品川区って一番低いほうですもんね。若い人が給料が安いから立候補しない、そういう話もよく聞きます。なら企業に逃げたほうがいいんじゃないかとか、そんなのもあると思うので、やっぱり優秀な人材を確保する意味では、少しでも上げたほうがいいんじゃないかと私は思います。

○委員I

質問ですけど、今の区長さんの話だけど、個別にこの審議というか、個別に上げるためには、特別職じゃなくて、それはそれで、また審議しなきゃいけないんでしょうかというのが一つ。そうではないの？ 特別職は十把からげで値上げするか値下げするか協議ですか。だから教育長は教育長、区長は区長って別に上げたり下げたりするのはできるわけですか。

○区長室長

今御審議いただいているのは特別職等の報酬等ということで、区長、副区長、教育長、それから議員さん等々をまとめて、こちらは今、審議をいただいているという状況になりますので、それで今の御審議は、そういう形で審議いただいている。

個別に、例えば今、森澤区長が2割カットというところがあります。これはこれで、それは別でまた審議をいただくということになってくるかと思えますので、本日のこの場面は、全体をどうするかという御審議ということで御理解いただけると。

○委員H

だから、それからいくと、パーセント決まると、全体一律で上がるということでしょう。

○区長室長

そうです。今回はそのそれぞれの区長や教育長というところでの一律にやっていたいただいていますので、例えば0.15月ということになりましたら、皆さん、0.15月ということで、それぞれの条例を改正してという流れです。

○委員H

そういうことで、私は下の人を特別にパーセントを上げてもいいんじゃないかという意見なんです。

○委員 I

区長だけじゃなくて。

○委員 H

違います。

○委員 I

失礼いたしました。

○委員 H

議員さんだけを上げるという。

○委員 I

それは一律にじゃなくてもいいんですか。

○委員 H

一律以外に、下の表いきますと、区議会議員は順位が低いですから、そういう人をちょっと上げたほうがいいんじゃないかなという意見です。

○島崎会長

いかがでしょうか。

○区長室長

よろしいでしょうか。今のお話、この審議会の進め方というところに多分なってくるんだと思うんですけども、先ほど私が申し上げたのは、今回、御提案といいますか、させていただいているのは、それぞれの条例といいますか、決まっている手当について一律でということでの審議していただいているんですが、今の御意見ですと、例えば区議会議員の報酬というところを、部分については、例えば期末手当が0.15ではなくて0.2がいいと決めたということであれば、こちらの審議会での合意といいますか、決定ということであれば、そういう形で決まりましたということに、そういう意味での個別というのは、それぞれつくっている条例が違いますので、そういう回答の仕方というのはできるかと思います。

○島崎会長

いかがでしょうか。ただいま個別に上げる意見もありましたが、人事委員会勧告の趣旨を勘案し、部長級と同率の上げ幅でという意見が多くありました。御審議の中でありましたように、一応、月額報酬については0.8%の引上げ、期末手当については0.15月分の引き上げる方向として、休憩を挟ん

で答申を作成したいと思いますが、もう少し審議いただきますか。

0.8%引上げ、期末手当については0.15月分引き上げる方向として答申を作成させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「原案のとおりでよろしいかと思います」の声あり)

○島崎会長

では、答申はこの形で、文案の検討をいただきたいと思いますが。今、もう少し上げたほうがいいという意見もございしますが、0.8から0.15月を引き上げる方向として検討していただけたらありがたいと思いますので。

じゃあ、ここで一旦休憩を挟みたいと思いますが、よろしゅうございますか。

よろしくお願いいたします。

○総務課長

御審議ありがとうございます。それでは一旦休憩を挟ませていただいて、45分くらいでいいですかね。じゃあ、再開は10時45分、こちらの時計で45分に再開させていただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。御審議ありがとうございました。

○島崎会長

よろしくお願いいたします。

(休 憩)

○総務課長

では、再開のほう、よろしくお願いいたします。

○島崎会長

それでは会議を再開いたします。

ここからは、お配りしております追加次第に基づいて進行させていただきます。

まず、作成いたしました答申文案について検討してまいります。総務課長より答申文案の朗読をお願いいたします。

○総務課長

では、答申の文案の中身を私のほうで朗読させていただきます。

(答申文案に沿って朗読)

以上でございます。

○島崎会長

ありがとうございました。

それでは、文案の検討に移りたいと思います。御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

○委員D

すいません。質問なのですが、3ポツの改定額について、区長、副区長と議員の月額のところを、給与月額と報酬月額に分けているところはどういう意味なんですか。

○総務課長

議員のほうは報酬ということで月額が定められておりまして、特別職のほうは給与ということで条例に定められているものでございます。

○委員D

資料で報酬となっているのは、条例とは違うという。資料の表では全て報酬となっているんだけど。

○総務課長

報酬等ということで、すいません、条例上は特別職の区長、副区長、教育長が給料という形になりまして、議員のほうは報酬という形になってございます。

○委員D

条例上、報酬と給料ということですね。

○総務課長

はい。

○委員D

分かりました。

○区長室長

等という言葉で、ちょっと包含して、その表の描き方はしております。

○島崎会長

よろしゅうございますか。

ほかに御質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、答申文については文案どおりとさせていただきますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○島崎会長

御異議がないものと認めまして、文案どおりまとめることを決定いたします。

以上で全ての議事は終了いたしました。全体を通しまして、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。何かございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして、全ての議事を終了させていただきます。ありがとうございました。どうも、よろしくお願いします。

○総務課長

会長、どうもありがとうございました。

それでは、こちらでまとまりました答申案について、後ほど区長に手交するため、島崎会長の押印をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(会長、押印)

○総務課長

ありがとうございました。

それでは、区長、副区長及び教育長に御入室いただきますので、しばらくこのままお待ちくださいませ。

(区長、副区長、教育長 入室)

○総務課長

それでは、再開に当たりまして、まず島崎会長より御挨拶をいただきたく存じます。よろしくお願いいたします。

○島崎会長

本審議会におきましては、区議会議員の報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料の適正な額について、特別区における特別職の給料等の整備や現況や一般職の給与改定の状況、区政を取り巻く社会経済情勢や区民感情等を考慮しながら慎重に審議いただきました。その結果を答申文としてまとめ、報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○総務課長

それでは、引き続きまして、島崎会長より区長に答申文をお渡しいただき

ます。区長、会長、前へお進みくださいませ。

(島崎会長「答申文」手交)

○総務課長

ただいまいただきました答申文につきまして、私のほうで代わって朗読させていただきます。

(答申文案に沿って朗読)

以上でございます。

続きまして、ここで区長からの御挨拶をさせていただきます。

○森澤区長

本日は、特別職の報酬等の諮問に対しまして答申をいただきまして、ありがとうございました。特別職として、今後も引き続き健全財政を維持しつつ、区民の幸せのために全力で取り組んでまいりたいと思いますので、引き続き御指導、御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

○総務課長

ありがとうございます。

以上をもちまして、特別職報酬等審議会を閉会させていただきます。本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

—— 了 ——